

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 令和5年2月2日(木) 15:00～

ところ 山口県医師会6階会議室

[報告:専務理事 伊藤 真一]

協議

1 リフィル処方せんによる長期投薬の投与期間について〔国保連合会〕

令和4年度診療報酬改定により導入された「リフィル処方せん」による長期投薬の投与期間の取扱いについて協議願いたい。

(関連記事)「山口県医師会報」

平成25年10月号 社保・国保審査委員合同協議会

リフィル処方せんの複数回の使用による合計の投与量についても、療養担当規則上「予見することができる必要期間」とあることから、最も長期の薬剤でも別に厚生労働大臣が定める薬剤以外の上限は(複数回の使用の合計で)90日を目安とする。

※療養担当規則 第20条「ニ 投薬」の「へ」及び「三 処方箋の交付」の「ハ」を参照

2 エンレスト錠等の投与における摘要欄記載について〔山口県医師会〕

令和3年の保医発「留意事項の一部改正等について」において、慢性心不全に対するエンレスト錠の投与については、「投与開始に当たっては、本製剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。」とある。また、慢性心不全又は慢性腎臓病に対するフォシーガ錠の投与についても、投与開始に当たって診療報酬明細書の摘要欄に指標値等の記載が求められている。

これらの記載については、投与開始月の診療報酬明細書に記載することと読み取れるが、審査取扱いを確認したい。

併せて、大学病院等からの紹介患者について、同様の製剤を継続して請求する場合は、投与開始理由は前医(大学病院等)により診療報酬明細書に記載してあることから、後医においては記載不要と解してよいか確認したい。

投与開始月のみ記載を必要とするが、他院からの紹介患者の場合は、同摘要欄に「紹介患者の継続投与」等を記載することが望ましい。

3 四肢の血管拡張術・血栓除去術の算定について〔国保連合会〕

四肢の血管拡張術・血栓除去術を同一部位に対して短期間で複数回実施した場合の取扱いについて協議願いたい。

症状詳記の内容により審査委員会の判断となるが、一連として判断される場合は、手技料の算定は1回となる。

※以上の新たに合意されたものについては、令和5年4月診療分から適用する。

出席者

委員

萬 忠雄 藤井 崇史
城戸 研二 田中 裕子
山下 哲男 郷良 秀典
西村 公一 久我 貴之
名西 史夫 神徳 済
矢賀 健

委員

土井 一輝 成松 昭夫
松谷 朗 新田 豊
浴村 正治 道重 博行
上野 安孝 湯尻 俊昭
清水 良一
村上不二夫

県医師会

会 長 加藤 智栄
専務理事 伊藤 真一
理 事 藤原 崇
木村 正統
竹中 博昭